

市民税・道民税 特別徴収税額の通知書

給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	商業所得	不動産所得	利所得	給与所得	雑所得	課税標準	総所得③	
	給与所得									山林所得	
	その他の所得									分離短期譲渡	
所得区分			所得金額①							分離長期譲渡	
										株式等の譲渡	
										上場株式等の配当	
										先物取引	

所得控除	雑損		障・寡・勤		控除	扶養親族該当区分	本人該当区分	課税標準									
	医療費		配偶者						特同老	16歳未満	その他	同特若	未成年者	特若寡	特若夫	特若子	特若失
	社会保険料		配偶者特別						配	配	老						
	小規模企業共済		扶養														
生命保険料		基礎															
地震保険料		所得控除合計②															

(摘要)

札幌市住民税番号

税額	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	道民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
		特別徴収税額⑧	
		控除不足額⑨	
		既充当額⑩	
		既納付額⑪	
	差引納付額⑫-⑩-⑪⑬		
	変更前税額⑭		
	増減額(⑫-⑭)		
	変更月	月	

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	個人番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)並びに札幌市税条例第33条の2の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。異議申立書は1通を提出してください。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に札幌市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を疑いなくにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先 中央市税事務所 市民税課 特別徴収係 電話 (011)211-3075